

袋井市公告

袋井市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する第11条第1項の規定に基づき公告し、農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更理由書）を下記1により縦覧に供します。

袋井市の住民（袋井市内に事務所を有する法人を含む）は、この農業振興地域整備計画の案について、下記2により袋井市に意見書を提出することができます。

また、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）は、この農用地利用計画の案に対して異議があるときは、下記3により袋井市に異議を申し出ることができます。

2026年6月22日

袋井市長 大場規之



記

1 農業振興地域整備計画の案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

（1）縦覧期間

自 2026年6月22日（月曜日）

至 2026年7月22日（水曜日）

（2）縦覧場所

袋井市役所農政課

袋井市新屋一丁目1番地の1

2 意見書の提出

（1）提出先

袋井市役所農政課（袋井市新屋一丁目1番地の1）

（2）提出方法

袋井市役所農政課において配布する指定された意見書様式に必要事項を記入のうえ、提出先へ持参するか、郵送により提出してください。

（3）提出期限

2026年7月22日（水曜日）

(4) 提出にあたっての注意事項

提出先、提出方法、提出期限を遵守してください。

(5) 意見書の処理

提出された意見書については、その要旨及び処理結果を、農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

3 異議の申出

(1) 申出先

袋井市役所農政課（袋井市新屋一丁目1番地の1）

(2) 申出方法

袋井市役所農政課において配布する指定された異議申出書様式に必要事項を記入のうえ申出先に持参するか、郵送により提出してください。

(3) 申出期限

2026年8月6日（木曜日）

(4) 申出にあたっての注意事項

申出先、申出方法、申出期限を遵守してください。